

ANGLICAN COMMUNION
SAFE CHURCH COMMISSION



すべてのアングリカン・コミュニオンの人々
ことに子ども、青年、弱い立場のおとなの
安全を高めるための

「セーフ・チャーチ・ガイドライン」

日本聖公会版 策定をめざして

<日本聖公会・ワーキンググループ編>

も く じ

はじめに	2
<small>しんがくてきこうさつ</small> 神学的考察	5
<small>こうせい</small> ガイドラインの構成	6
セクション 1 <small>ぎやくたい お ほっかいてき</small> 虐待が起こったときの牧会的サポート	7
セクション 2 <small>ぎやくたい こうかでき たいおう</small> 虐待への効果的な対応	16
セクション 3 <small>じっせん きじゆん さいよう すいしん</small> ミニストリー実践のための基準の採用と推進	23
セクション 4 <small>てきせい</small> ミニストリーの適性	27
セクション 5 <small>あんぜん ぶんか すいしん</small> 安全の文化の推進	31

はじめに

「セーフ・チャーチ・ガイドライン」^{かんこく けい い} 勧告の経緯

2019年の第17回全聖公会中央協議会^{ねん だい かいぜんせいこうかいちゅうおうきょう かい} (Anglican Consultative Council, 以下、「ACC」)において、^{ぜんせいこうかい しょかんく} 全聖公会の諸管区が「セーフ・チャーチ・ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を^{しこう} 施行するように^{かんこく だ} 勧告が出されました。

ACCの「ガイドライン」は、^{しょかんく} アングリカン・コミュニオン諸管区のすべての^{ひと} 人たち、ことに子ども、^こ 青年、^{せいねん} 弱い立場のおとなの^{あんぜん たか} 安全を高めることを目的として^{さだ} 定めたものであり、^{きょうかい} 教会ワーカー、^{はたら びと} すなわち教会の働き人である^{きょうえきしゃ} 教役者、^{きょうかい いん やくいん} 教会の委員・役員、^{しん と ほう じ しゃ} 信徒奉事者たちが、^{ひ び} 日々の^{きょうかいかつどう} 教会活動や^{きょうかい} 教会の^{そ しきうんえい} 組織運営において、^こ 子どもや^{よわ} 弱い立場におかれた人々の^{ひとびと} 尊厳を^ま 傷つけたり、^{あけん} 危険にさらしたりすることのないように、^{きょうかい} 教会組織として^{そ しき} 取り組むべき^{と く} 責任を^{せき にん} 記したものです。

この背景には、2000年代に入って次々と^{ほうどう} 報道された^{おうべい} 欧米の^{きょうせいしよくしゃ} キリスト教聖職者による^{せいぎやくたい じ けん} 性虐待事件、ことに子どもたちへの^こ 性虐待事件があり、^こ 子どもに^{だいひょう} 代表される^{よわ} 弱い立場におかれている^{ひとびと} 人々にとって、^{きょうかい} 教会は^{あんぜん} 安全な^{ぼ しょ} 場所ではなかったことが^{あき} 明らかにされました。そして、^{じ けん} そのような^お 事件が^{きょうかい} 起きる^{こうぞうじょう} 教会の^{か だい} 構造上の^{にっぽんせいこうかい} 課題については、^{けつ} 日本聖公会も^{れいがい} 決して^い 例外ではありません。

^{にっぽんせいこうかいばん} 日本聖公会版の「ガイドライン」をめぐって

この^{かんこく う} 勧告を受けて、^{にっぽんせいこうかい} 日本聖公会は、^{に ほん} 日本における^{きょうかい} 教会や^{しゃかい} 社会の^{じょうきょう} 状況に^て 照らした^{にっぽんせいこうかいばん} 日本聖公会版の「ガイドライン」を^{さだ} 定めることを^{めざ} して、ACCの「ガイドライン」を^{に ほん ごと} 日本語に^{ほんやく} 翻訳し、^{ねん} 2021年に^{そ しき} ワーキンググループを^{けんとう} 組織して、^{はい} 検討するプロセスに入りました。

これまで、各教区の主教・常置委員・教役者・ハラスメント防止委員・人権
担当者、管区の常議員・人権問題担当者・正義と平和委員会ジェンダープロ
ジェクト・女性デスクのメンバーからのフィードバックや主教会での協議結果を
受けて検討を重ねてきましたが、日本聖公会版の「ガイドライン」の策定に
あたっては、まだまだ課題は残っています。

この冊子は、日本聖公会版の「ガイドライン」の策定に向けて、さらに日本
聖公会につながるすべての人たちの共通理解を得るために、ACC が定めた
「ガイドライン」の日本語訳をコンパクトにまとめ、日本聖公会・ワーキング
グループ編として紹介するものです。

「虐待」という文言

「ガイドライン」を読み進めると「虐待」という文言が繰り返し出てきます。
この「虐待」という文言は、原文では“abuse”です。“ab-use”は「逸脱した使い
方をする」「濫用する」という意味を持つ言葉であり、ここでは「力の誤用」を
指します。このことは、「虐待」は力関係のある構造の中で起きることを示して
います。日本で「虐待」と言えば、児童虐待などをイメージしがちですが、こ
こでいう「虐待」とは、殴る・蹴るなどの直接的な暴力はもちろんのこと、いやが
らせ、あらゆるハラスメント、無視、冷酷・冷淡な接し方による精神的な暴力
まで、すべてを含みます。それをイメージして読み進めてください。

「ガイドライン」には、教会ワーカーによる虐待が起こるのを防ぐことと、
虐待を受けた人への対応の、両方への実践的な手段が示されています。

教会が安全な場となるために

アングリカン・コミュニオンにつながるすべての諸管区の教会が、誰にとって

あんぜん ば
も安全な場となるために、「ガイドライン」には、以下の実践が記されています。

- ◇ 教会きょうかいワーカーは、誠実せいじつな行動こうどうをとる。
- ◇ 虐待ぎゃくたいを受けた人ひとたちは、公正こうせいな処遇しょぐうを受ける。
- ◇ 虐待ぎゃくたいに関与かんよした教会きょうかいワーカーは、責任せきにんを問われる。
- ◇ 教会きょうかいの責任者せきにんしゃたちは、虐待ぎゃくたいを隠蔽いんぺいしない。

ミニストリー※実践じっせんの大切な指針ししん

教会きょうかいは、地域社会ちいきしゃかいの中なかに存在そんざいします。教会きょうかいがこのような安全な場あんぜん ばとなることによつて、教会きょうかいを取り巻く地域社会ちいきしゃかいが、世界せかいが、すべての人々ひとびとの尊厳そんげんを守る、誰だれにとつても安全な場あんぜん ばとなるのです。そのような意味いみで、この「ガイドライン」は、宣教せんきょうや牧会ぼっかいを中心ちゆうしんとした教会きょうかいのミニストリー、すなわちかみ 神ひとと人ちい、地域ちいや社会しゃかいにつか 仕える働きはたらきをみちび 導くものでもあります。

教会きょうかいワーカーは、教会きょうかいのミニストリーとして行う教育おこな・相談きょういく・サポートそうだん・霊的れいてきな助言じょげんにあたっては、自分じぶんのためではなく、対象たいしょうとなる人々ひとびとにとつて最善さいぜんとなるためこうどうに行動こうどうしなければなりません。そのために「ガイドライン」は、大切な指針たいせつ ししんとなるものです。

日本聖公会にっぽんせいこうかいが、すべての人ひとたち、ことことに子ども、青年せいねん、弱よわい立場たち ばのおとなの安全あんぜんを高めるためのセーフ・チャーチりねんの理念たいせつを大切たいせつにし、それを実践じっせんに移すための「ガイドライン」策定さくていに向けて、この冊子むが各教区さっし・教会かくきょうくでの話し合いきょうかいの材料はなになることを願ねがいます。

※ ミニストリー：神かみと人ひと、地域ちいや社会しゃかいに仕えていく教会つかの働ききょうかい はたらき

にっぽんせいこうかい
日本聖公会「セーフ・チャーチ・ガイドライン」ワーキンググループ

聖書のメッセージは、神が私たちが愛していることと、イエスが子どもや社会の中で弱い立場におかれた人々を何にもまして大切にしているということです。

ジャスティン・ウェルビー カンタベリー大主教は、2018年3月のイングランドとウェールズにおける子どもへの性的虐待に関する独自調査に先立ち、自身のセーフ・チャーチの神学についての理解を、次の三点にまとめて語りました。

* * * * *

その神学とはこういうものです。すなわち、神が私たちが造られた。それゆえ私たちは、自分たちのうちに神の似姿を持っています。私たち一人ひとりの存在は限りなく尊いのです。キリストは私たちのために十字架にかけられ死にしましたが、それは神の私たちへの愛を示すものです。それはまぎれもなく極限の犠牲と創造の愛です。すべての者は神の愛に包まれているのです。

第二に、私たちはイエス自身が神であると信じ、イエスの生きざまにキリスト者として生きる模範を見出しています。イエスは戦いに引き裂かれた地に生まれ、イエスの両親であるマリアとヨセフや周りの人たちに手厚く保護されて成長しました。だからこそ、イエスはあらゆる立場の弱さを受け入れて、いと小さき人間としての生涯を送りました。それは、保護や助けを必要とするすべての人々たちを守り、必要な手立てをすることを、私たちに模範として示しているのです。

第三に、イエスが子どもたちについてこのように語りました。その教えはきわめて明快です。

「よく言うておく。心を入れ替えて子どものようにならなければ、決して天の国に入ることはできない。だから、この子どものように、自分を低くする者が、

てん くに えら わたし な こ ひとり
天の国でいちばん偉いのだ。また、私の名のためにこのような子どもの一人を
う い もの わたし う い
受け入れる者は、私を受け入れるのである。」「しかし、私を信じるこれらの小
もの ひとり もの ひ いしうす くび か ふか うみ
な者の一人をつまずかせる者は、ろばの挽く石臼を首に懸けられて、深い海に
しず
沈められるほうがましである。」(マタイによる福音書18章3節～6節、聖書協会
きょうどうやく
共同訳)

* * * * *

だいいしゅきょう かた みつ ひと かみ
カンタベリー大主教が語ったこの三つのテーマ、すなわちすべての人への神の
あい よわ たち ば ひと ほ ご ぎやくたいしゃ お せきにな
愛、弱い立場にある人たちの保護、虐待者が負う責任が、この「ガイドライン」
き そ
の基礎となります。

しよかんく しこう きょうかい
アングリカン・コミュニオンの諸管区での「ガイドライン」の施行は、教会の
ミッションの中で子ども、青年、弱い立場のおとなを優先するセーフ・チャーチの
しんがく うらづ ひつよう
神学によって裏付けされる必要があるでしょう。

ガイドラインの構成

ガイドラインは、5つのセクションから構成されています。

5つのセクション

1. ぎやくたい お ぼっかいてき
虐待が起こったときの牧会的サポート
2. ぎやくたい こうかてき たいおう
虐待への効果的な対応
3. ミニストリー じっせん きてん さいよう すいしん
ミニストリー実践のための基準の採用と推進
4. ミニストリーの てきせい
ミニストリーの適性
5. あんぜん ぶんか すいしん
安全の文化の推進

セクション1

虐待が起こったときの牧会的サポート

私たちは、以下のことを通して、虐待を受けた人たち、その家族、被害を受けた教会や関連する施設や地域の人々に牧会的サポートを行います。

- (1) その人たちの経験したことや心配事について忍耐強く思いやりをもって傾聴する。
- (2) 霊的な支援などの牧会的ケアを提供する。

予備知識

※ 教会ワーカー：教会の働き人である教役者、教会の委員・役員、信徒奉事者など

虐待の性質

- 家庭や共同体、また教会でも起こる虐待には、子ども、青年、弱い立場のおとなとの関係におけるさまざまな行為が含まれます。虐待は他の人に危害を加えたり、他の人に危害を加えようとしたり、また危害が加えられるリスクに他の人をさらしたりする行為です。
- 虐待のタイプには、いじめ、コンピューターネットワーク上のサイバー虐待、感情的虐待、金銭に関する虐待、ジェンダーに関する虐待、ハラスメント、ネグレクト、身体的虐待、性的虐待、霊的虐待、虐待の隠蔽などが含まれます。
- 人はその人生のどの段階においても、虐待を受ける可能性があります。

子どもと青年にかかわる虐待は、一般に「児童虐待」と呼ばれ、弱い立場のおとなへの虐待は、さまざまです。家族間での虐待は、「家族間暴力」あるいは「家庭内暴力」と呼ばれます。

● 教会では、霊的虐待が伴うことがあります。教会ワーカーは、「虐待のことを告げ口したら神罰が下る」「教会から排除する」と脅して、自分の霊的権威を悪用し、被害者たちを沈黙させることがあります。

● 虐待は、虐待者とその被害者の間の力関係が対等でないことから起こり、長期間続くこともあります。沈黙を守る文化がある場合、被害者は虐待が明らかになることを恐れるでしょう。被害者が虐待を人に打ち明けることは難しいし、たとえ打ち明けることができたとしても、教会員や教区や教会の運営に責任を持つ者（以下、教会の責任者）たちが、被害者よりも申し立てられた虐待者を信じた場合には、効果的な処置がとられることはありません。

● 教会ワーカーも、同じ教会の中で他の教会ワーカーや教会員からの虐待を受けることがあります。これは他の教会ワーカーや教会員が、他者に対する力を悪用する場合に起こります。

● 一般的に、性的虐待の事例では、次のようなことがあります。虐待者は、被害者が自ら望んでそうしたのだと主張したり、そう信じていたりします。虐待者は、それは愛の表現であったとか、ストレス、アルコールや他の物質によって引き起こされたものだったと主張したり、被害者を非難したりすることで、自分の行った虐待を否定したり、正当化したり、小さくしようとしたり、弁解したりします。虐待者は加害行為を繰り返すことがあります。

● 貧困、民族性、性的指向、ジェンダー、身体的あるいは知的障がいといったさまざまな社会的・文化的要素が、虐待を受けやすい弱い立場になる一因と

なることがあります。弱い立場はこれらの要素の組み合わせによっても生じます。虐待には、人身売買を背景として起こる事例もあります。

- ある管区で虐待を行ったことが知られている、あるいはその疑いがある教会ワーカーが、その情報を開示しないまま、別の管区や教区、または他教派に移って働くことがあります。そのため、その者たちは新たな場所で虐待を繰り返すのです。

虐待の弊害

- 虐待の一次被害者と二次被害者に加害がなされ、その人たちに対して適切な対応をとれないことは、破壊的な影響を及ぼしかねません。
- 一次被害者の大多数は、女性と子どもたちです。男性もまた一次被害者となることがあります。
- 一人の一次被害者から多くの二次被害者が生ずることもあります。この二次被害者には、一次被害者の家族、虐待者の家族、その教会の他の教会ワーカーや教会員が含まれることがあります。
- 虐待の弊害は、被害者と虐待者の関係の親密さ、役割や立場、虐待の継続期間、被害者が家族や他の人のサポートを受けるかどうかなどによって異なります。
- 身体的な虐待と性的虐待の事例では、虐待時に受けた被害の程度も考慮すべき要素に加えられます。
- 一次被害者と二次被害者は、自分自身、自分と他者との関係、自分の信仰への影響を受けることもあります。
- 被害者が受ける感情的・精神的な虐待の弊害には、以下のものが含まれます。
 - ◇ 自分には虐待に責任がある、と思うことからくる罪悪感。

◇ 自分は価値がなく、可愛がられず、気に入られないために、あるいは
虐待の徴候を見落としたために虐待を受けるのだと思うことからくる
恥辱。

◇ 自分自身を守ることができなかったという無力感。

● 被害者の他者との関係への弊害には、被害者が以下のようになることが
あります。

◇ 教会ワーカーに対して攻撃的になり、ひどく怒る。

◇ 拒絶や反感を恐れるため、自分が知っている人の中にいる時は委縮し、
知らない人と会う時は用心深くなる。

◇ 教会共同体の中で、「権威」があると思う人物との関係において、
言いなりになる。

◇ 他人のケアをするが、自分のケアをすることができない「救助者」
になる。

● 被害者は、以下のように、信仰的な困難を経験することがあります。

◇ 自分が虐待を受けている間ずっと沈黙を続けている神は、残酷で、
無力で、思いやりにないと思う。

◇ 自分は神に罰せられているのだと思う。

◇ 神に怒りをおぼえたり、神に見捨てられたと感じたりする。

◇ 「父なる神」という考えに疎外感をおぼえる。なぜなら、自分に強権的
な父親や、自分を欺き責任ある地位を濫用した男性の聖職を「父」に
重ねる人たちがいるからである。

◇ 愛・信頼・希望・信仰の悪用を経験したために、神の愛と恵みを経験
することは難しいと思う。

◇ 教会ワーカーたちに欺かれたと感じる。

- 一次被害者が受けた虐待と被った弊害に気づいた人は、深い悲しみと怒りを経験します。その人たちは二次被害者です。二次被害者は教会内での関係の変化を経験します。そこでは信頼が失われ、虐待について語る事ができません。二次被害者が教会共同体から追放されることもあります。時には一次被害者の側につく人と、申し立てられた虐待者の側につく人がいて、教会共同体に分裂が生じることもあるのです。

ぎゃくたい ひ がいしゃ

虐待被害者のケア

- 教会が虐待の被害者のケアを行うにあたっては、被害者のニーズを中心にしたものでなければなりません。
- 被害者の中には、その人たちが虐待を受けた教会共同体を信用せず、そこを去る人がいます。教会は、被害者の「去る」という選択を尊重すべきではありますが、進んでケアすることは何よりも必要です。
- 被害者の中にはその教会にとどまる人もいます。その場合、虐待の弊害のために日常的に苦しく、助けを求めるでしょう。
- 虐待が秘密にされたままの場合、被害者は教会の中で虐待が明らかになることを恐れ、沈黙したまま被害を受け続けることがあります。
- 教会内で虐待が知られている場合でも、教会が被害者をケアしないことがあります。教会は一次被害者と二次被害者が虐待について話すことができ、虐待の弊害からの癒しを得られる安全な場所であるべきです。教会共同体は、被害者に傾聴し、信仰的なケアのほか、さまざまなケアをしなければなりません。被害者は、教会が提供できるケアだけでなく、専門的なケアや被害者支援サービスのような助けを必要とするかもしれません。

ゆるし

- ゆるしは、^{きょうかい}教会ワーカーが^{ちよくめん}直面する、^{もつと}最も^{こんなん}困難な^{もんだい}問題のひとつです。
- 被害者は、「^{ひがいしゃ}虐待者を^{ぎやくたいしゃ}ゆるせ」という^{おも}プレッシャーを^いかけられている、^がと思うことがしばしばあるのです。その^いプレッシャーには、^が以下のような^{がいめんてき}外的なもの^{ないめんてき}と^{ないめんてき}内的なものがあります。
 - ◇ ^{がいめんてき}外的：^{だれ}誰かが「^{わす}まあ、そのことは^{わす}忘れなさい」「^{ゆるし}ゆるしなさい、そして^{わす}忘れなさい」「^{ゆるして}ゆるして^{まえ}前に^{すす}進みなさい」「^{ほう}ゆるす方が、^き気が^{らく}楽になるよ」と言う場合。
 - ◇ ^{ないめんてき}内的：^{ひがいしゃ}被害者自身が、^{じぶん}自分自身が^{ゆる}ゆるされる^{ひつよう}必要があり、^{その}そのために^ままず^{ぎやくたいしゃ}虐待者を^{ゆる}ゆるさなければ^{ならない}ならない、^{おも}と思^こい^ば込む場合。
- 被害者が、^{きょうかい}教会ワーカーから「^{ぎやくたいしゃ}虐待者を^{ゆる}ゆるすように」という^{プレッシャー}プレッシャーを^{かけられる}かけられることは、^{ぜったい}絶対^ああっては^{なりません}なりません。
- 「^{ゆるして}ゆるして^{虐待者}虐待者との^{かんけい}関係を^{かいふく}回復するように」という^{プレッシャー}プレッシャーによって、^{さらに}さらに^{被害者}被害者に^{危害}危害が^{加えられる}加えられるからです。^{被害者}被害者は、^{自分}自分が^{進んで}進んで^{ゆるす}ゆるすことが^{できない}できないならば、^{自分}自分を^せ責め、^{他の}他の^人人^{たち}たちから^せ責められる^{おも}と思う^{かも}かもしれ^{ません}ません。^{被害者}被害者は「^{自分}自分が^{クリスチャン}クリスチャンらしく^{ない}ないので、^神神の^{ゆるし}ゆるしを^え得られない」と^{おも}思う^{かも}かもしれ^{ません}ません。
- また、^{被害者}被害者は、^{どんな}どんな^{要求}要求とも^{無関係}無関係に、^{虐待者}虐待者を^{ゆる}ゆるそうと^{のぞ}望む^{かも}かもしれ^{ません}ません。それは、^{虐待者}虐待者が^悔悔い^{あらた}改めて^{いない}いない^{場合}場合、^{死亡}死亡^{している}している^{場合}場合、^{接触}接触が^{なくな}なくなっている^{場合}場合にも^{おこ}起^りうる^{のです}のです。虐待者を^{ゆる}ゆるすことは^{ほんしつてき}本質的に^た多^{そうてき}層的で、^{ふく}複雑な^{こと}こと^{なので}なので、^{被害者}被害者にとって、^{それは}それは^ひ非常に^{こんなん}困難^{でしょう}でしょう。ゆるしは、^{たん}単^{どく}独の^で出来^{ごと}事として^お起^こる^{ことは}ことは^めめ^{った}た^{にな}く、^{たい}たい^{てい}ていは^{ちよう}長^き期間に^{わたり}わたり、^{だん}段階^{かいてき}的な^へプロセスを^お経^るることが^お多い^{のです}のです。
- 時には、^{虐待者}虐待者が^{ゆる}ゆるしてくれる^{ように}ように^{たの}頼む^{こと}こともある^{でしょう}でしょう。この^{場合}場合

には、「悔い改め」と呼ばれるゆるしのための三つの要件があります。

◇ 告白

虐待者が虐待とその結果について、被害者に無条件に謝罪することを
含めてもよい。

◇ 悔恨と人生の改善に打ち込む

虐待者がどんな結果も進んで引き受けることで、虐待の責任を完全にと
ること。行政を含む関係機関への虐待の報告と教会（教区・管区）
内での処罰を含めてもよい。

◇ 賠償

虐待者が被害者に虐待の補償をすること。

- これらの三つの要件が満たされた場合、教役者は神のゆるしを宣言しても
よいでしょう。被害者は、口頭で、あるいは安心感が必要な場合は、接触
しないようにして、虐待者をゆるすことを選択してもよいでしょう。
- 虐待者が神によって、あるいは被害者によってゆるされる場合でも、以下の
ことが起こるわけではありません。

◇ 被害者が虐待を最小化したり、虐待者を大目に見たり、虐待を忘れ
たりする。

◇ 教会が、虐待者を宣教の役員に任命あるいは再任命する。

◇ 教会が、子ども、青年、弱い立場のおとなのケアに関して虐待者を信用
して起用する。

◇ 虐待者が、虐待に対する処罰を免れる。

◇ 被害者と虐待者が和解し、虐待が起こる以前の関係に戻る。

- 時にはゆるしが可能でないこともあります。被害者にはその虐待者をゆるす
準備がないこともあるのです。

虐待被害者をケアする人へのサポート

- 虐待の一次被害者と二次被害者をケアする人にはサポートが必要です。被害者のためのケア、ことに長期にわたるケアが行われる場合には、それが感情的にも信仰的にもエネルギーを消耗するものだと充分に理解しておく必要があります。ケアする人には、その重要な働きを持続するためのサポートが必要です。

ガイドライン

虐待の被害者へのケア

- 1-1 各管区は、教会ワーカーあるいは他の人によって虐待を受けた被害者（一次被害者と二次被害者）にケアを提供するシステムを持つべきである。ケアを行う人は、一次被害者と同じ性の人であることが望ましく、とくに性的虐待の事例では、同じ性であることが望ましい。
- 1-2 可能であれば、十分な数の人に訓練を行う。虐待被害者へのケアを行うことができる人が、各教会あるいは近隣教会に複数人いるようにすることが望ましい。その場合は、ジェンダーバランスに配慮する必要がある。訓練を受ける人については、正確な記録を保存しておく必要がある。
- 1.3 虐待被害者にケアを提供するための訓練では以下の事項が含まれることが望ましい。
 - 虐待被害者へのケアに関する神学的な視点
 - 虐待が行われているとわかる徴候の認識
 - 共感、忍耐、思いやりをもって虐待を受けた被害者に傾聴する

ことの重要性

- 虐待の一次被害者と二次被害者にもたらされる虐待の弊害
- 守秘の重要性と限界
- 虐待が明らかになっている場合の適切な対応
- ケアする者の役割の限界（たとえば被害者の望みを尊重し、専門家のケアを提供しようとしない時など）
- 教会が被害者に専門家のケアや被害者支援サービスを紹介すべき状況と、ケアを提供できる専門家（たとえば医師、心理学者、カウンセラー）と、被害者支援サービスを提供できる組織（たとえば権利擁護団体）についての情報
- ゆるす用意のない被害者がゆるすようにプレッシャーをかけられている場合には、ゆるしの性質と実践、被害者にもたらされる弊害について
- また被害者の定期的な調査、祈りのサポート、経済的援助、安全な居住地への転居、その虐待が犯罪に値する場合は行政を含む関係機関への報告など、実質的なケアのシステム

1.4 虐待被害者のケアのための訓練は、3年から5年毎に定期的に行われることが必要である。

虐待被害者にケアを提供する人のためサポート

1.5 各管区は、虐待を受けた一次被害者と二次被害者をケアする人のためのサポートシステムを持つべきである。可能であれば、このサポートを行う人は、被害者にケアを提供する訓練を受けて専門的知識を身につけることが望ましい。また、このサポートでは、ケアする人と定期

的に連絡をとり、ケアする中で生じた問題点に対処するために助力
することが望ましい。

セクション 2

虐待への効果的な対応

私たちは教役者やその他の教会ワーカーに対する虐待の申し立てに適切に
対応するための方針と手続きを持ち、実施します。それには以下のことが含まれ
ます。

- (1) 訴えを起こすための手続きを教会内に知らせること
- (2) 訴えを起こす人に牧会的ケアを手配すること
- (3) 聖職と他の教会スタッフに対する虐待の申し立てに公平な決定をし、
その人たちの将来のミニストリーへの適性を評価すること
- (4) 影響を受けた教会と関連する施設や地域の人々へのサポートを提供
すること

ぎやくたいしゃ けんりよく けん い あくよう 虐待者による権力と権威の悪用

- 教会ワーカーは、その役割から権力と権威を持ち、それゆえに信用される地位にいます。それに無自覚な教会ワーカーが、自分の欲求をかなえるために虐待という行為でその権力を行使することがあります。
- また被害者に抵抗されないようにするため、権力を意図的に行使する者もいます。
- そのような教会ワーカーによる、子ども、青年、弱い立場のおとなへの性的虐待の事例もあります。
- 虐待者は、被害者や被害者に近い人たちを手なずけること（グルーミング）があります。
- 他者を虐待することで自分の権力と権威を悪用する教会ワーカーの行為は、教会ワーカーとしての信頼と信用を裏切るものです。そのような行為には責任を負わなければなりません。

きょうかい ぎやくたい いんべい 教会での虐待の隠蔽

- 教会の評判を守るために、教会ワーカーに対する虐待の申し立てを隠した教会の責任者たちは、この隠蔽によってその権力を濫用し、不正に加担したことになります。
- 被害者からの訴えを無視したり、その深刻さを軽視したり、あるいは訴えられた教会ワーカーを異動させることで隠蔽が行われ、虐待被害者にさらに被害を与えてきました。虐待の隠蔽が公になった場合、教会の評判はあっという間に損なわれます。

もう た じ じつ さいてい て つづ 申し立ての事実を裁定するための手続き

- きょうかい たい ぎゃくたい うった ば あい せつめいせき にん は
教会ワーカーに対する虐待の訴えがある場合、説明責任を果たすためには、
もう た じ じつ こうせい さいてい て つづ ひつよう
その申し立ての事実を公正に裁定するための手続きが必要になります。
て つづ かんく ない さだ ひつよう
これらの手続きを管区内で定めておく必要があります。
- いち じ ひ がいしゃ なか ほうふくこう い きょうはく うった お おそ
一次被害者の中には、報復行為によって脅迫され、訴えを起こすことを恐れ
ひと うった を おこすための て つづ ひ がいしゃ だいにん うった
る人がいます。訴えを起こすための手続きでは、被害者の代理人の訴えも
きょうよう ひ がいしゃ し ぼう ば あい せい ど ひつよう
許容するべきです。被害者が死亡の場合などにもその制度は必要です。
- こ と き ぎゃくたい う ひと なんねん けい か うった お
子どもの時に虐待を受けた人が、何年も経過してから訴えを起こそうとする
こともあります。時の経過は、通常は訴えを考慮する上での妨げにはなり
ませんが、うった こうせい あつか こんなん もう た
訴えを公正に扱うことが困難となることもあります。申し立て
られた ぎゃくたいしゃ し ぼう ば あい うった じ じつ て きせつ ほ しょう さいてい
虐待者が死亡している場合は、訴えの事実と適切な補償を裁定する
ことが重要になるでしょう。
じゅうよう
- もう た ば あい たいおう あいだ うった お ひと うった
申し立てがあった場合、その対応のプロセスの間、訴えを起こした人と訴え
ひと そうほう ひつよう
られた人の双方をサポートする必要があります。

うった けつ か 訴えの結果

- うった ひと ぎゃくたい おこな ぎゃくたい いんべい さいてい
訴えられた人が、虐待を行った、あるいは虐待を隠蔽したという裁定が
なされる場合、ば あい こん ご きょうかい て きせい ひょう か
今後の教会ワーカーとしての適性が評価されなければなりません。
- ひょう か ひと じゅうらい ち い いち じ て き こん ご
この評価には、その人が従来の地位に一時的あるいは今後もとどまる、または
た ち い にんめい て き ふく
他の地位に任命されるのに適しているかどうか、ということが含まれる
べきです。
- て きせい か いち じ て き きょうかい ふくしょく
もし適性を欠くのが一時的なことであるなら、教会ワーカーへの復職の
じょうけん ふく
条件を含むべきです。

- 教役者の事例では、この評価は、その人が押しされた職務を行い続けることに適しているかどうかということです。もし適しているのであれば、どのような条件下においてなのか、ということも裁定されなければなりません。
- その訴えが実証されるかどうかにかかわらず、訴えを起こした人すべてにケアすることが必要です。
- その訴えが実証される場合、教会はその一次被害者に補償をするべきです。補償には、教会ワーカーによる謝罪というかたちでの、直接的で個人的な対応が常に含まれるべきであり、被害に苦しむ人に対応するためのカウンセリングなどの実際的な援助の手段がとられるとよいでしょう。
- 訴えた人、訴えられた人、関係する教会、場合によっては、一般の人たちに対して、事実認定を含め、訴えの結果を伝達するプロセスも重要です。誠実にプロセスを踏むことで、その結果が確実に報告されるようになるでしょう。

訴えに影響された教会共同体へのサポート

- 訴えがあった場合、一次被害者、二次被害者と訴えられた人と関係する教会共同体は、深い裏切りと怒りと幻滅を経験することがよくあります。時には、教会共同体の分裂をも経験します。訴えられた人が虐待を行っていたという裁定が下されるまでに時間がかかる場合、このような影響が増すことがよくあります。
- 訴えられた人は無実だと信じる人がいるため、そのような影響が長引くかもしれません。そのような教会共同体には、継続的なサポートが必要です。このサポートには、訴えた人に被害を及ぼしたり、申し立てについての公正な裁定を損なったりすることがないように、憶測や噂の流布を最小にとどめるための適切な情報提供が必須です。

訴えを公正に扱うこと

2.1 各管区は、訴えを公正に扱うためのシステムを持つべきである。その

システムには以下の要素が含まれる。

- 被害者または被害者の代理となる人が、指定された窓口へ訴えを起こすために利用しやすい手段。
- 犯罪性が疑われる訴えがあった場合、訴えを起こした人が行政を含む関係機関に虐待を報告する手助けをすること。
- 訴えを起こした人と訴えに加わって告発した人を、教会ワーカーによる報復行為から保護すること。
- 被害者を含む人たちが更なる被害を受ける危険があったり、教会の評判が損なわれたりするというような場合、訴えを扱うプロセスが帰結するまで、訴えられた人を職務から一時的に離れさせるなどの措置を行うこと。
- 虐待がどんなに以前のことであっても、時の経過のためにその訴えを公正に扱うことが不可能になっている場合を除き、訴えにたいおう対応すること。
- 訴えた人を危険にさらすことになる場合を除き、訴えの内容と訴えた人が誰かということについて、訴えられた人に開示すること。
- 訴えられた人が訴えに対応するための機会。
- 独立した立場の人かグループが申し立てを調査し、それが事実かそうでないかを裁定する正式なプロセス。
- 申し立てが、訴えられた人に認められるか事実であるとわかった

ば あい うった ひと きょうかい つづ てきせい
場合、訴えられた人が教会ワーカーを続けるための適性があるか、
どのような条件に従えば適性があるのかを決定するプロセス。

- 訴えられた教会ワーカーの適性評価に関わる処置について、正確な記録を保持しておくこと。
- 訴えが偽りであると分かった場合、訴えられた人の無実を証明すること。
- 誰に情報が提供されるのかを含む、情報についての守秘。
- 訴えた人、訴えられた人、関係する教会、場合によっては、一般の人たちに対して、訴えの結果を知らせること。

訴えを起こした人と訴えられた人のためのサポート

2.2 各管区は、訴えを扱うプロセスの間とその後の期間、訴えを起こした人と訴えられた人をサポートするシステムを持つべきである。この役割を担う人は訓練を受ける必要があり、訓練を受ける人たちについては正確な記録が保存されることが望ましい。その訓練に以下の事項が含まれるとよい。

- 共感、忍耐、思いやりをもって訴えを起こした人と訴えられた人に傾聴することの重要性。
- 虐待の性質とそれが被害者にもたらす影響。
- 訴えた人と訴えられた人に与えられる援助(たとえば訴えを扱うためのプロセスを説明すること、訴えが調査される場合の面談や申し立ての事実が裁定される場合の聴き取りに同席すること)。

訴えを起こした人と訴えられた人をサポートする人は、調査や訴えについての裁定を下すプロセスにおいては、どんな役割も担うべきで

はない。

影響を受けた教会共同体のためのサポート

2.3 各管区は、訴えとその結果に影響を受けた教会共同体にサポートを提供するためのシステムを備えるべきである。この役割を担う人は訓練を受ける必要があり、訓練を受ける人たちについては正確な記録が保存されることが望ましい。その訓練には以下の事項が含まれるとよい。

- ・ 教会共同体への影響
- ・ 適切な情報
- ・ 癒しを促すための方策

影響を受けた人々と教会共同体にサポートを提供する人は、調査や訴えについての裁定を下すプロセスにおいては、どんな役割も持つべきではない。

セクション3

ミニストリー※ 実践のための基準の採用と推進

※ ミニストリー：神と人、地域や社会に仕えていく教会の働き

私たちは、教育と訓練によって聖職と他の教会スタッフによる牧会的ミニストリーの実践を推進します。

予備知識

教会におけるミニストリー

- 教会ワーカーは、必要に応じ、信仰的助言とサポート、教育、カウンセリング、ケア、援助など、さまざまなかたちで教会でのミニストリーの責任を負います。そのようなミニストリーは、教会共同体を含めさまざまなところで行わなければなりません。教会ワーカーは、自分がミニストリーを行う人たちの最善の利益のために常に行動すべきです。

ミニストリーの関係における権力の不均衡

- 教会ワーカーと、その人たちがミニストリーを行う人との力関係は、常に不均衡になっています。この不均衡は、教会ワーカーが専門的な知識と教会での力をもつ専門家として、他の人たちに権威を持っていることから生じます。そのミニストリーの関係において適切な境界線を維持することは、教会ワーカーの責務です。

ミニストリー実践のための行動規範

- 行動規範の中には、ミニストリーの実践のための明確な規準がなければなりません。すべての教会ワーカーは、行動規範の中の規準を遵守するよう義務付けられるべきです。
- 教会ワーカーは、そのミニストリーの関係において適切な境界線を維持することの助けとなるように、この規準について、定期的に教育と訓練を受ける必要があります。
- 他の管区や教区、他教派から移った教会ワーカーがこの教育と訓練を確実に受けるようにすることは、特に重要です。行動規範を定め、その訓練を行うことで、教会ワーカーがミニストリーの実践のための適切な規準について知らなかったという弁解はできなくなります。

ミニストリーのサポートの重要性

- 教会ワーカーのミニストリーをサポートするシステムは、教会ワーカーが倫理的なミニストリーを確実に実践する助けとなり、他の教会ワーカーや教会員による権力の濫用を防ぎ、対応する助けとなる実際的な方法です。

ガイドライン

ミニストリー実践のための行動規範

- 3.1 各管区は、教会ワーカーによって遵守されるミニストリー実践のための規準を含む行動規範を持つべきである。その行動規範は以下の内容を扱うべきである。

- ・ ミニストリーを行う人と受ける人との関係性。

- ・ ミニストリーを受ける人たちの最善の利益のために用いられるべき力。
- ・ ミニストリーにおける情報の守秘。
- ・ 法によって開示が求められているような場合の守秘の限界。
- ・ 言語や画像の使用、SNS などテクノロジーの使用、面会、面談、会話の場所と行為を含む、ミニストリーにおけるコミュニケーション。
- ・ ミニストリーにおける超えてはならない感情的、経済的、身体的、性的境界線。
- ・ 単独で、あるいは人目に付かない環境で、子どもたちや青年・弱い立場のおとなと接することを避けること。
- ・ 他の教会ワーカーによる虐待が知られている、あるいはその疑いがある場合、必要があれば行政を含む関係機関に報告すること。

行動規範についての訓練

3.2 各管区は以下の人たちに行動規範の訓練を十分に実施するためのシステムを備えるべきである。

- ・ 聖職候補生。
 - ・ 任命を受ける前の教会ワーカー、または例外的に、任命から3か月以内の教会ワーカー。その後は3年から5年の間隔を置いた者。
- 訓練については正確な記録が保存されることが望ましい。

ミニストリーのサポート

3.3 各管区は、以下のような教会ワーカーによる倫理的なミニストリーが

かくじつ おこな 確実にていぎょう行われるように、ミニストリーのサポートを提供するシステム
そなを備えるべきである。

- ・ 教会きょうかいワーカーには、そのミニストリーの指導監督し どうかんとかく ひつようが必要であり、
可能かのうであれば助言じょげん、専門的指導監督せんもんてき し どうかんとかく、ピアなかま どうし（仲間同士の）サポート、
ミニストリーの見直しみなおのようなサポートふくが含まれるべきである。
- ・ 無償むしょうの信徒しんとワーカーのサポートにも、そのミニストリーの指導監督し どうかんとかく
が行おこなわれるべきである。

セクション4

ミニストリーの適性

聖職としてせいしょく 相手される人あんしゅ や、ひと 教会内で責任ある地位きょうかい に任命せき される人の適性にんめい を、ひと その人の経歴けいれき を調査ちようさ することも含めて、ふく 評価ひようか する方針ほうしん と手続きてつづ を持ち、それを
実施じっし します。

予備知識

経歴調査がない場合に起こる虐待

- 他人た 々々ひとびと を虐待ぎやくたい していた前歴ぜんれき のある教会きょうかい ワーカーが、その経歴けいれき を調査ちようさ されることなくある地位ち に任命にんめい されたり、聖職せいしょく であればあんしゅ 相手あ につながるプロセスおこな に入るはい などして、その後ご もミニストリーなか の中で虐待ぎやくたい を行っていた事例じれい があります。虐待ぎやくたい は、聖職せいしょく、信徒しん ワーカーと のいずれも行うおこな ことがあります。このようなこときょうかい は、教会かんく ワーカーかん が管区間かんく や管区内かんく の教区間きょうく で移動い したとき、また他の教派た から移動きようは してきたときにも起きています。

経歴調査の重要性

- 将来しょうらい ミニストリーにな を担うことになる教会きょうかい ワーカーの適性評価てきせいひようか には、経歴けいれき 調査ちようさ をすることが望ましいです。経歴調査の 目的けいれきちようさ は、他人もくてま の安全た にとってひと のリスクあんぜん があるかどうかを見分けるみわ ことです。この情報じようほう は、その人ひと が教会きょうかい で教役者きょうえきしゃ としての働きはたら を担うにな のにふさわしいかどうかを評価ひようか することを考慮こうりよ に入れたものでなければなりません。教役者きょうえきしゃ は全員ぜんいん が調査ちようさ を受けるべきです。

またそのミニストリーの中で、ことに子ども、青年、弱い立場のおとなたちと接触する信徒ワーカーの経歴調査は、優先的に行われるべきです。過去の行為は、現在および将来のふるまいの重要な指標であり、経歴調査は教会で虐待が起こるのを防ぐ重要な方法なのです。

- 管区間を移動する教会ワーカーについては両管区、管区内の教区間を移動する教会ワーカーについては両教区が協力して経歴調査を行うことが必要です。他教派から移動する教会ワーカーの経歴調査には、他教派からの情報提供と、他教派と管区間の協力が必要です。

リスク評価が求められる環境

- 過去に虐待を行った人が教会ワーカーとなろうとする場合、今後他の人を虐待する可能性についてのリスク評価をすることが必要です。リスク評価はその人が接手されたり、ある地位に任命されたりする前になされなければなりません。可能ならば、心理学者のような経験のある専門家がリスク評価を行うのがよいでしょう。子どもへの性的虐待といった虐待の場合、その人が接手されたり、ミニストリーにかかわる地位に任命されたりすることは、適切ではありません。

ガイドライン

教会ワーカーになる人の適性評価

- 4.1 各管区は、将来教会ワーカーとなる人の経歴調査をするためのシステムを備えるべきである。教会ワーカーは任命される前に、聖職の場合は接手へのプロセスに入る前に審査を受ける必要がある。経歴

ちょうさ い か ようそ ふく のぞ
調査には以下の要素が含まれることが望ましい。

- ぎやくたいでき ぜんれき かいじ きてい し がんしょ ほんにん
・ 虐待的なふるまいの前歴を開示する規定のある志願書を本人が
かんせい
完成させていること。
- みもと しょうめい
・ 身元の証明。
- しがんしゃ せいじん さんしょうかのう ばあい はんざいれき うむ ぎょうせい
・ 志願者が成人で、参照可能である場合には、犯罪歴の有無を行政を
ふくむ かんけい かん かくにん
含む関係機関で確認すること。
- にんめい はけん おこな ひと めんせつ
・ 任命や派遣を行う人との面接。
- きょうかい いぜん しょくば ひと ふく し がんしゃ し ひと
・ 教会や以前の職場の人を含め、志願者について知っている人に
しょうかい
照会すること。
- ひと たかんく かんく ない たきょうく にんか きょうかい
・ その人が他管区や管区内の他教区で認可された教会ワーカーで
あったり、あるいは他教派で同等の役割を担っていたりする場合、
たきょうは どうとう やくわり にな
その人がミニストリーを担うことを認可した他管区、他教区の
ひと
教会の権威者、あるいは他教派の同等の権威者に、その人のミニ
きょうかい けんいしゃ たきょうは どうとう けんいしゃ ひと
ストリーの適性に関する情報を求めること。
- あんしゅ う こうほしゃ ばあい かのう た ひと あんぜん
・ 按手を受ける候補者の場合、可能であれば、他の人の安全にとって
みわ しんりがくてきひょうか
のリスクを見分けるための心理学的評価。

4.2 かくかんく しょうらいきょうかい ひと てきせい にんめい まえ
各管区は、将来教会ワーカーとなる人の適性について、任命される前、
せいしよく ばあい しつじ あんしゅ まえ てきせい ひょうか
聖職の場合には執事として按手される前に適性を評価するための
システムを備えるべきである。適性評価には以下の要素が含まれる
のぞ
ことが望ましい。

- たいしやう ひと ひと よわ たちば
・ ミニストリーの対象になる人たちや、その人たちの弱い立場に
こうさつ
ついての考察。
- けいれきちょうさ え じょうほう こうさつ
・ 経歴調査から得た情報についての考察。

- ・ 過去に虐待を行っていた人の場合は、その人が将来他の人を虐待する可能性についてのリスク評価の実施。

適性評価については記録が保存されることが望ましい。

4.3 各管区は、ミニストリーの適性についての情報を含め、経歴調査の情報の守秘を維持するシステムを持つべきである。但し、以下の開示が必要な場合は除く。

- ・ 法によって要求されている場合。
- ・ 教会ワーカーによって被害を受けるリスクから誰かを守るために必要と考えられる場合。
- ・ その教会ワーカーが、その管区で認可されたミニストリーを担うのにふさわしいかどうかを評価する必要がある場合。
- ・ その教会ワーカーに対して懲戒処分を行う必要がある場合。

ミニストリーの適性情報の開示

4.4 各管区は、ミニストリーの適性情報に関して、以下のことを確実に行うシステムを備えるべきである。

- ・ 他の管区や管区内の他教区の権威者や他教派の同等の権威者から、その教会ワーカーについてのミニストリーの適性情報を求め、受け取ること。

ミニストリーの適性情報の開示が違法でない限り、その人のミニストリーの適性情報が教会の権威者や他教派の同等の権威者に迅速に知らされること。

セクション5

安全の文化の推進

私たちは、虐待を防ぐための教育と訓練を教会ワーカーに行くことによって、教会と関連する施設や地域の人々に安全の文化を推進します。

予備知識

虐待の一因となってきた教会の文化

- 教会の文化には、教会ワーカーが、子どもや青年、弱い立場のおとなを虐待する環境の一因となっているという側面があります。
- その文化は、さまざまなやり方で虐待をゆるし、被害者を沈黙させてきました。ある場合には、
 - ◇ 教会の評判を守ることを優先した。
 - ◇ 教会が虐待した者に責任をとらせたり、被害者のニーズを適切に考慮したりするよりも、虐待者にゆるしと憐れみを施すことに力を入れてきた。
 - ◇ 教役者が虐待に関わっていた場合には、「聖職者中心主義（教役者が自分たちへの服従を促し、敬意を利用すること）」が虐待の起こる要因となり、また訴えがなされた場合に不適切な対応を引き起こしてきた。
 - ◇ 虐待が認められた場合でも、被害者を傷つける違法行為として、また犯罪としてではなく、見過ごしてもいい道徳的なしくじり程度であると見なされることがしばしばあった。

教会の管理力の不十分さが虐待の一因となる

- 虐待の一因となってきた教会の文化の側面は、教会の構造と管理力によって強められてきました。ある場合には、
 - ◇ 教会ワーカーに不適切な選択、経歴調査、訓練がなされた。
 - ◇ 虐待の訴えが起こされた場合、申し立ての事実、その教会ワーカーの将来のミニストリーへの適性を公平に決定するために不適切なプロセスがとられた。
 - ◇ 教会の責任者が、牧会的役割と教育訓練的役割の間の利害の衝突にうまく対処できなかった。
 - ◇ 教会の責任者が、訴えられた人との関係によって、公平でなかったか、公平でないように見えた。
 - ◇ 教会の責任者が、申し立てを受けた虐待者を他の教会共同体に異動させることを含め、さまざまなやり方で虐待を隠蔽した。

教会で虐待をした人、その疑いのある人を任用しないこと

- 虐待をしたと知られている人や、その疑いのある人が、教会共同体に入ろうとすることがあります。その中には、性的虐待を含む犯罪で嫌疑をかけられていたり、有罪になっていたりする人も含まれます。その人たちへのミニストリーが強められるべきではありませんが、他の人々、とくに子ども、青年、弱い立場にあるおとなの安全を、危うくしてはなりません。
- 一般的に、虐待をしたと知られている人やその疑いのある人は、リーダー的役割につくこと、つまりケアの提供、青年グループや他のグループの指導、礼拝での音楽指揮、聖書朗読、祈りの先導などに加わることは慎重になる必要があります。リーダー的役割についている人は信頼に足る人と見なされ

る、と認識しておくことが重要です。

教会における安全の文化の創造と維持

- 教会における安全の文化を創造し維持していくためには、教会ワーカーだけではなく、教会共同体のすべての人の関与が必要です。
- 虐待を防ぐための訓練は、聖職を養成し、継続的に成長させることの一部となるべきです。教会共同体のすべての人は、虐待を防止するための教育を受ける必要があります。
- 教会において安全の文化を創造し維持することには、ガイドラインを備えるだけでは不十分です。それらの規則が守られ、その実施のモニターが必要です。
- 教会はこのモニター結果を公にすることで、誠実であることを証明しなければなりません。規則や方針は、教会生活に参加するすべての人々の安全を優先するというセーフ・チャーチの神学によって補強されることが必要です。教会の責任者には、この安全の文化を創造し維持することで果たす重要な役割があるのです。
- ガイドラインの有効性や公正さについての訴えがあった場合、改善をはかるように見直す必要があります。それ以外にも、ガイドラインは、定期的に見直して有効性を検討する必要があります。それによって、教会がすべての人、とくに子ども、青年、弱い立場のおとなにとって、安全な環境であることが保証されます。

ガイドライン

安全の文化を創造し維持するための訓練と教会ワーカー養成と継続的成長

5.1 各管区は、教会ワーカーの養成と継続的成長を目的とした訓練のためのシステムを備えるべきである。それには以下の事項の訓練が含まれる。

- ・ 教会生活に参加するすべての人の安全を優先したセーフ・チャーチの神学。
- ・ 教会共同体の中で安全の文化を創造し維持するために有効なリーダーシップと、自己認識の重要性。
- ・ 教会ワーカーの権力と権威の正しい行使。
- ・ ミニストリーの関係において守るべき適切な境界線。
- ・ 他の教会ワーカーによる虐待に気づいたり、理由があつて疑ったりした場合に行動する責任ととるべき行動。
- ・ 安全なミニストリーの実習。
- ・ 被害者へのケア。
- ・ 法令等に従い、行政を含む関係機関に虐待を報告するために必要なこと。
- ・ 影響を受けた教会共同体を含む虐待の被害者への影響力。
- ・ 安全な教会の環境の創造と維持。

安全の文化を創造し維持するための、教会共同体の教育

5.2 各管区は、安全なミニストリーの実践や虐待防止に関して、教会共同体の人々への教育システムを備えるべきである。この教育は、年齢ごとに適切なものでなければならない。子どもと青年にミニ

ストーリーを提供する学校や他の組織の場合、教育は親やケアをする人にも広げられるべきである。弱い立場のおとなへミニストーリーを提供する組織の場合、教育はその家族やケアをする人にも広げられるべきである。教育は、セーフ・チャーチの取り組みへの意識を高める方法と、子ども、青年、弱い立場のおとなにとって安全な環境を創造し維持する方法を扱う必要がある。それには以下の事項が含まれる。

- 虐待の本質とその影響。
- 虐待のサインの識別。
- 性的虐待の事例における手なずけ（グルーミング）のテクニック。
- 虐待のリスクを減らす実際的な方法。
- 知られているか、疑いのある虐待を、行政を含む関係機関と教会の責任者に報告すること。

虐待をした人、またはその疑いのある人に対するミニストーリー

5.3 各管区は、教会共同体に参加しているか参加しようとしている人で、虐待をしたことがわかっているか、その疑いのある人に対してのミニストーリーを行うためのシステムを備えるべきである。そのシステムには以下の要素が含まれる。

- その人の参加が、他の人の安全にとってリスクとなるかどうかを評価するプロセス。
- 評価の結果、教会共同体に制限規定付きで参加することが認められた場合、安全についての取り決めや制限規定の遵守を監視するグループといった、制限規定をその人が確実に守るようにする

プロセス。

- ・ 評価の結果、教会共同体への参加が認められない場合、代わりとなるミニストリー（たとえば教会ワーカーによる、虐待者への個人的なミニストリー）をその人に提供するという申し出。
- ・ その人が教区内、管区内の他教区、他教派の新たな教会共同体に移ったとわかっている場合は、その人に関連のある情報を、その教会共同体の責任者たちに開示すること。

セーフ・チャーチ・ガイドラインの実施について

- 5.4 各管区は、セーフ・チャーチ・ガイドラインを実施するためのシステムを備えるべきである。それには以下の要素が含まれる。
- ・ このガイドラインの実施について、少なくとも 2 総会期（4年）毎に、定期的に評価を受ける必要がある。
 - ・ 管区や教区のウェブサイトで、あるいは他の方法で、この報告を公表すること。

セーフ・チャーチ・ガイドラインを見直すこと

- 5.5 各管区は、このガイドラインを有効にするセーフ・チャーチ・ガイドラインについて、見直しをするためのシステムを持つべきである。それには以下の要素が含まれる。
- ・ セーフ・チャーチ・ガイドラインの妥当性と質を高めるための勧告に関して、少なくとも 2 総会期毎に報告すること。
 - ・ セーフ・チャーチ・ガイドラインの有効性や公正さについての訴えがある場合、その妥当性や質を高めるための勧告に関して、管区の担当部署へ報告すること。

ACCの「ガイドライン」直訳版を
ご覧になりたい方は、こちらからご覧下さい。



→ <https://onl.sc/S3QvE9d>

英語版や他言語での「ガイドライン」を
ご覧になりたい方は、こちらからご覧下さい。



→ <https://onl.sc/VNCCaAs>

この冊子についてのご意見やご感想は、
管区事務所宣教主事（province@nsskk.org）までお寄せください。

編集：「セーフ・チャーチ・ガイドライン」ワーキンググループ
人権問題担当者；主教 入江 修・司祭 奥村貴允・難波美智子
ハラスメント防止・対策担当者；司祭 金 大原・西原美香子・南 明美
女性に関する課題の担当者（女性デスク）；司祭 大岡左代子・吉谷かおる
正義と平和・ジェンダープロジェクト；司祭 金 善姫・篠田 茜
アドバイザー（元 ACC セーフ・チャーチ委員会メンバー）；司祭 咸 允淑
管区事務所；宣教主事 司祭 卓 志雄・総主事 司祭 矢萩新一



発行日：2023年5月1日

発行人：日本聖公会管区事務所

〒162-0805 東京都新宿区矢来町 65

TEL 03(5228)3171